



振興調整費



平成22年度科学技術振興調整費
**災害科学的基礎を持った
防災実務者の養成**
ー「ふじのくに防災フェロー」養成講座ー

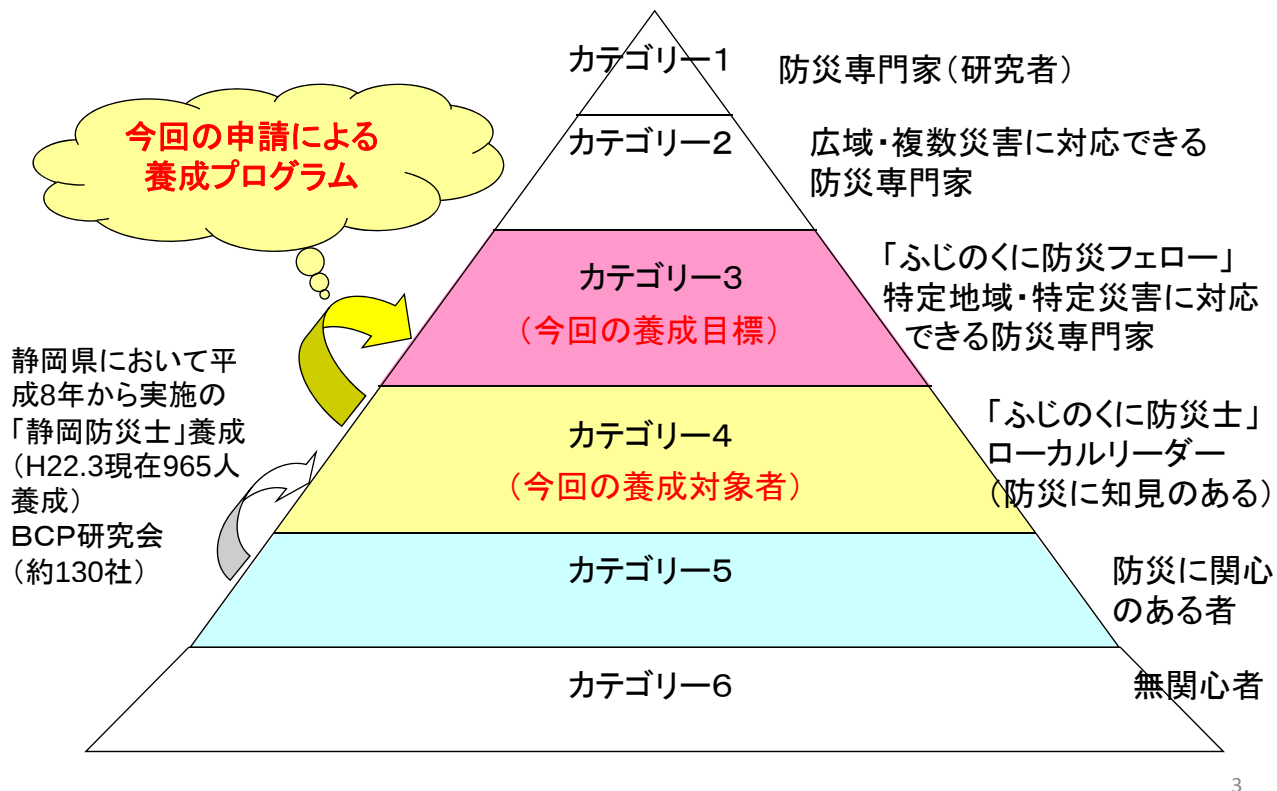
静岡大学防災総合センター

※2010/12/28時点の案. 今後変更されていきます

事業目的

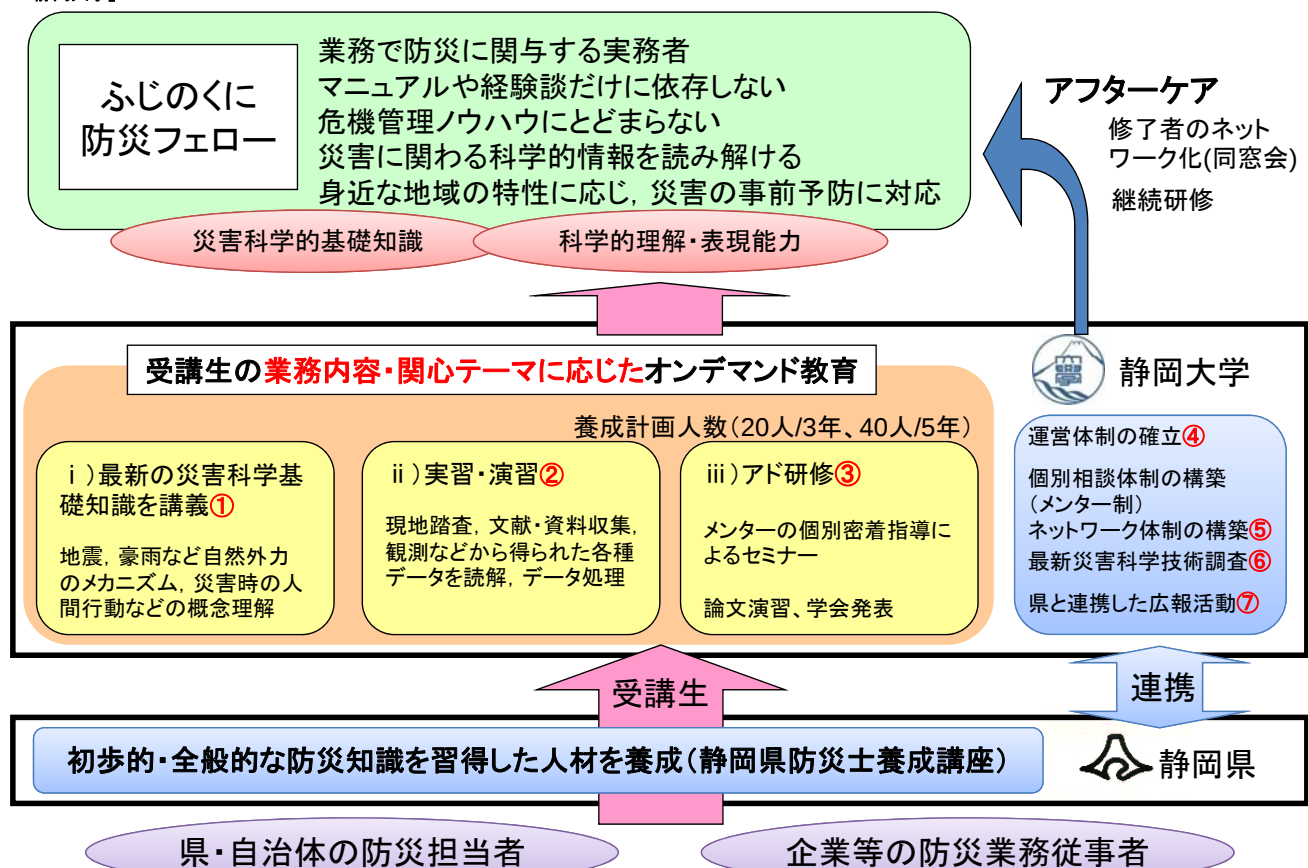
- 本事業では、現に自治体や企業等で災害に関する実務に従事している「静岡県防災士」(2010年度からは「ふじのくに防災士」)を対象に、災害発生後の「危機管理ノウハウ」にとどまらず、災害の事前予防を目指し、地域の災害特性を理解し、実践的応用力を身につけた人材を育成することを目指す。
- 具体的には、i)最新の災害科学基礎知識(地震、豪雨などの自然科学的知識にとどまらず、災害時の人間行動など人文社会科学的知識も含む)修得を目的とする講義、ii)災害科学に関わる現地踏査、文献、データ収集、観測などを通じて得られた各種データの読解・処理作業などを行う実習・演習、iii)メンターの個別指導によるセミナー(アド研修)を通じ、災害科学的基礎を背景とした実践的応用力を養う。
- 受講者には、最終的に自らの課題をとりまとめた学会発表を義務づける。これが達成された段階で、県より「ふじのくに防災フェロー」(新設)の称号が付与される。

育てる人材の 카테고리



- 提案課題名
「災害科学的基礎を持った防災実務者の養成」
- 提案機関名
「静岡大学」

実施内容



県の地域再生計画との関連

方針1：防災知識・技能の取得促進 地域防災の基本である「自助」・「共助」・「公助」の内、「自助」・「共助」を実現する上で、県民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、防災に関する基本的な知識や技能を身に付けるなど「防災リテラシー」を高めていく。 また、次代を担う子供や若者の防災意識の定着と高揚を図っていくものとする。 カテゴリー5	方針3：地域防災リーダーの育成促進 地域防災の中核的組織である自主防災組織、消防団及び事業所の防災リーダーの育成と育成した人材のフォローアップを図る。 また、受講奨励と資質向上のため、独自の認証資格制度を検討する。 カテゴリー4
方針2：地域防災の新たな担い手の掘り起こし 少子高齢化の進展や地域コミュニティの変化に伴い、自主防災組織や消防団の担い手不足や団員の高齢化などの問題が顕在化してきている。このため、女性や団塊の世代、さらには大学生や外国人など、地域防災の新たな担い手となりうる人材を掘り起こし、育成を図る。 カテゴリー5～4	方針4：防災対策の高度化への対応 国際化の進展や情報通信技術の進歩などにより社会が複雑化・高度化することに伴い、防災対策も高度化してきている。このような状況を踏まえ、自治体や企業において、防災対策の高度化に対応できる実践的応用力ある人材の育成が求められている。 また、受講奨励と資質向上のため、独自の認証資格制度を検討する。 カテゴリー3～2

本申請により実施

5

本プロジェクトで対象とする災害

主な対象

豪雨、洪水、地震、津波、
噴火

副次的な対象

高潮、暴風

対象としない

豪雪、大規模な火事
若しくは爆発、大規模
テロその他の人的災
害

- ・ 静岡県において発生の可能性が高い、または発生頻度の高い自然災害

災害対策基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

本プロジェクトで対象とする「防災」

主な対象

災害の未然の防止(事前)

- ・ 事中、事後の「危機管理」「復興」は、災害経験にもとづくノウハウ蓄積が進行中。
- ・ 一方、災害科学的知見の背景が必要な、「未然の防止」は取り組みが遅れがち

副次的な対象

災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐ(事中)、災害の復旧を図る(事後)

災害対策基本法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

本プロジェクトで対象とする「人材」(所属機関)

主な対象

市町村、県、指定公共機関に所属する人材

- ・ 業務で防災に携わる実務者をブラッシュアップする。
- ・ 住民に対する直接的な防災の責務を負っているのは市町村。しかしそこに専門的人材が不足していることがしばしば指摘
- ・ 住民向け人材育成は県等で既に実施中

副次的な対象

防災業務に関わる企業等に所属する人材、これら機関を進路先とする学生

直接対象としない

一般住民、自主防災組織、ボランティア

災害対策基本法

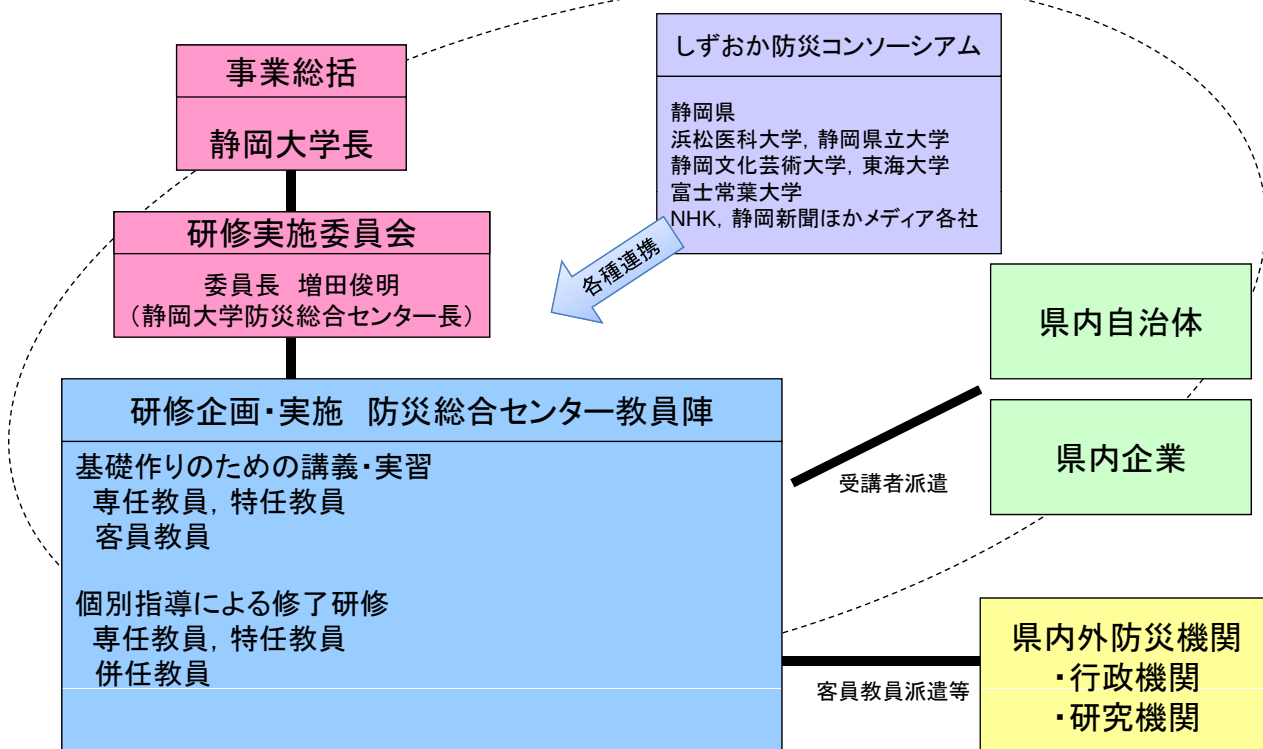
第二条

五 指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

○提案課題名
「災害科学的基礎を持った防災実務者の養成」
○提案機関名
「静岡大学」

実施体制



講座の要項(案)

受講資格

1. 次の資格等のうちいずれかを有する者
 - － 「静岡県防災士」(2010年度からは「ふじのくに防災士」)の称号を有する者. 日本防災士機構による「防災士」の称号を有する者. その他, 防災, 災害対応, 防災教育に関わる資格を有する者.
 - － 防災関連の学部学科を卒業, または防災関連の大学院修士課程以上を修了または在学中の者. その他研修実施委員会が適当と認める者.
 2. 行政機関, 企業, 学校等において, 防災に関わる業務に従事している者
 - － 例えば, 市町村や県の防災関連部局(危機管理系部局のほか土木・教育・福祉なども含む)の職員. 企業の防災担当者, 防災報道に携わっている者, ライフライン系企業や防災関連コンサルタント企業等の社員, 学校で防災教育に携わっている教職員など.
 - － 「業務に従事」とは, その仕事に従事することにより, 何らかの報酬を得ている者を指す. たとえば地域の自主防災組織への関与は「業務」とは見なさない.
 - － 現在防災関連の業務に従事している者のほか, 行政機関職員等で今後防災関係部署に配属される可能性のある者や, 防災関連の大学院に在学中の大学院生など, 今後防災関連の業務に従事する予定がある者も対象とする.
- 上記1および2の**両要件**を満たすこと
 - － 個々の受講資格の有無については, 書類審査の過程で判定する

履修期間・人数

- 履修期間は1～1.5年程度
 - － 基本は1年1ヶ月で, 進度により多少変動.
- 第1期は2011年2月選考, 履修期間は2011年3月～2012年3月(または8月).
 - － 第2期以降については検討中
- 1期当たりの受講人数は, 10名程度.

選考方法

- 一次選考(書類審査)
 - 受講志願書の内容をもとに、まず応募資格を満たしているか検討する。その上で、志願者が取り組みたいと考えているテーマの指導可能性について検討する。
- 二次選考(面接・口頭試問)
 - 一次選考の結果、本講座への受け入れ可能性があるかと判定された志願者に対して、口頭試問及び面接を行う。受講志願書と口頭試問・面接の結果により、防災フェロー研修実施委員会が総合的に判定する。

受講希望しても受講できない場合がある。受講希望者の「能力」の優劣ではなく、テーマ的に受け入れ可能かどうかを審査する。

研究テーマ

- 受け入れ可能な研究テーマは、あらかじめメンター毎に提示されるので、応募者はこの中から希望するテーマを選択する。
 - 研究テーマは限定的・具体的なものや、比較的幅広いものなどが混在する
- 選考過程での検討の結果次第では、あらかじめ提示されていない研究テーマでの受講者受け入れが行われる場合もある。

講座の実施形態

1. 講義・実習

- － 受講者が参集して、主に教室で行われる

2. 修了研修

- － 受講者と指導教員との個別指導形式による

- 上記1, 2の両方を受講すること

講座の内容についての留意点

- 講義・実習は、講演会のように講師の話を聞いていれば良いという形式のものではない。計算、作図などの作業を必ず伴う。
- 講義・実習の中で、高校程度の数学、物理等の基礎知識が必要となる場合が少なからずある。
- 災害発生時の対応についてのテクニック、ノウハウといった内容の講義・実習はほぼ皆無である。防災に関わる自然科学、社会科学的な基礎知識が主な内容となる

講義・実習の実施形態

- 講義・実習は原則として土曜に終日(5コマ分)行う
- 講義・実習は, 1科目当たり1日で完結する形態を原則とする
 - 事前または事後に作業課題が出される
 - 「課題」は, 「感想文的なレポート」ではない
- 3月～12月の間に計23科目を開講する
 - このうち最低10科目を受講すること
 - 録画による受講(要課題提出)も3科目程度まで認める

講義・実習

「災害科学にかかわる情報を読み解けるようになる」, が大きな目的

自然災害科学概論:牛山素行
地震学:島崎邦彦(東大名誉教授)
災害社会学:矢守克也(京大)
リスク論:前田恭伸
災害社会工学:片田敏孝(群馬大)
防災法制度:中川和之(時事通信)
火山学:佐藤博明(神戸大名誉教授)
統計学演習:村越真
社会調査演習:柄谷友香(名城大)
地域調査演習:牛山素行
シミュレーション技術演習:林能成

地学演習:佐藤博明(神戸大名誉教授)
地理学演習:近藤昭彦(千葉大)
気候学:岩崎一孝
地球化学:野津憲治(東大名誉教授)
治山砂防工学:林拙郎(三重大名誉教授)
地震工学:秦康範(山梨大)
津波工学:(調整中)
河川工学:風間聡(東北大)
水理学:林拙郎(三重大名誉教授)
防災気象学:(気象庁専門家)
強震動・地震災害史:武村雅之(小堀
鐸二研究所・鹿島建設)

修了研修(アド研修)

- 担当教員の個別指導により, 何らかの研究テーマについてとりまとめ, 外部で発表する.
 - 学部の卒論と同等のイメージ
 - 防災総合センター専任, 併任教員らが当たる.
 - 専任教員
 - 防災総合センターの現員2名.
 - 客員教員・特任教員
 - 振興調整費にて雇用する教員.
 - 併任教員
 - 静岡大学各学部所属の教授, 准教授クラス

受講者への待遇

- 受講料は無料
 - 参考図書等の教材や個人用パソコン等は自己負担.
- 共同活動スペースとして防災総合センター内にセミナー室が用意される
 - 個人用ロッカーを用意. 机は共用.
 - 共用パソコンを配置, データベース等の利用が可能
- 一般的な待遇は科目等履修生に準ずる
 - 一般学生と同等の学内サービスを受けられる見込み. 詳細検討中

「調査研究」という営み

- 本養成講座の受講者は、災害科学という専門領域の入り口に立つ一学徒(学生)として扱われる
 - 「防災に関わる地道な活動を熱心にやっている」こと自体は格別評価の対象とならない
 - 研究成果をとりまとめ、発表する過程では、自らの取り組みを全面的に否定されるといった経験をすることがごく普通にある
 - 「意見」「主張」をまとめることが研究ではない
 - 先行研究を踏まえ、客観的なデータを整理して、何らかの結論を導き出すことが基本

修了判定

- 講義・実習を10科目以上履修した受講者が修了判定の対象者となる
- 修了研究をとりまとめ、学会等、静岡大学以外の機関が主催する学術的な研究発表会で発表する
 - 第三者への説明能力を高める
- 講義等の履修状況、修了研究の発表状況を元に、修了判定を行う
 - 「講習会」ではないので、「受講者=修了者」とはならない

修了後

- 静岡大学・静岡県から「ふじのくに防災フェロー」(仮称)の称号が授与される
 - 「防災フェロー」は何らかの権限を付与される資格ではない
 - 本講座の経験を修了者の所属組織における防災実務に生かして欲しい
 - 「××は私をなぜ使わないんだ!」というアプローチスタイルは推奨しない
- 「静岡防災フェロー」および本講座講師陣による情報交換ネットワーク(ML等)の構築を構想中
 - 問題に直面したときの相談ネットワークに

今後の見通し

6月	事業計画書提出, 内示(7月)
7～9月	事業従事者の特任教員, 事務職員等の募集, 事務的運営体制の確立
10月	事業開始
10～12月	教員を含む運営体制の確立, 先行事例の調査, 受講者選考方法・カリキュラムの構築
1月	受講者募集開始, 募集の案内, プレセミナー
2月	受講者選考, 決定
3月	導入セミナー, 受講生指導開始